

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成25年5月16日

住 所 岩手県久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社中塚工務店 代表取締役 中塚 邦幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	平成25年5月16日	許可番号	第113001-1号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破碎施設（固定式及び移動式））（令第5条第1項） ・一般廃棄物（コンクリートの破片その他これに類する不要物） 以下余白		
設置場所	岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1及び排出事業場（駐機場所：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1） 以下余白		
処理能力	1,400 t/日（8時間稼働） 以下余白		
許可の条件	無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。4 施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づく維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管理すること。5 法に基づく廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全上の目標の遵守に努めること。		